

補助金調書

補助金名	福岡市NPO活動推進補助金			担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部 市民公益活動推進課 (TEL 711-4283)
交 付 先	団体	NPO法人		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月	
(公募の場合) 応募要件	定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあるNPO法人 (その他の応募条件については応募時期の募集要領を参照)				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	22	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 NPOの公益的活動に必要な資金の一部を補助する。 【補助対象事業】 地域社会の発展に資すると認められるNPO活動であって、特定非営利活動(NPO法第2条別表)に該当する活動(宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。)とする。 ただし、市の他の補助金の交付を受けている事業、既に終了した事業、市外で実施される事業は対象外。				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	多様化する地域課題の解決や市民ニーズへの対応として、NPOの活動は今後ますます期待されることから、引き続き経済支援を行うとともに、補助金の財源となる寄付を通じて、市民の社会貢献意欲を高め、市民の自主的かつ自発的な活動の推進を図る必要があるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費(支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等は対象外)。 ・ファーストステップ…補助対象経費の80%、1団体あたり上限10万円 ・ステップアップ…補助対象経費の80%、1団体あたり上限50万円(※補助2回目以降、補助率減) ・基盤強化…令和6年4月から12月までに特定団体への助成を希望する寄付がある団体のみ申請可能で、当該団体に対する寄付に係る積立金額が上限 市長が特に必要と認める場合の補助金の額等は、別途、市長が定める。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	13 件	10 件	11 件	
	8,532 千円	7,140 千円	6,429 千円	8,044 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・生きづらさがある若者の相談活動と居場所活動の事業 ・ひとり親と子ども達への支援事業 ・災害と共生「アクセシブルな未来プロジェクト」事業 ・音楽イベント事業 ・認知症の人や地域住民とともにつくる広報ツール・広報戦略プロジェクト				
補助金交付 による効果	NPO法人への財政支援とともに、地域社会の発展に寄与する。 また、本補助金の財源が、市民や企業等から「福岡市NPO活動支援基金(あすみん夢ファンド)」に寄せられた寄付金であることから、補助事業の成果を通じて、市民等のNPO活動への関心や社会貢献意欲を高めることにつながる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。